

第5章 第三者加害行為事案（交通事故・暴力事案）

1 第三者加害行為事案について

交通事故（自損事故を除く）や暴力事案等、第三者の加害行為によって身体に損害を加えられた場合、被災職員（又は遺族）は、民法等に基づく損害賠償請求権を取得します。このような事案を「第三者加害行為事案」といいます。なお、第三者加害行為事案は、通常の事案と補償の内容に変わりありません（物損や慰謝料の補償はできません）。

【第三者加害行為事案に該当する例】

- ① 公用車で出張中、赤信号のため停止していたところ、後続車に追突され負傷した。
- ② 通勤途上、横断歩道を横断中、左折車にはねられ負傷した。
- ③ 同僚職員の運転する公用車の助手席に同乗して出張中、電柱にぶつかり負傷した。
- ④ 水道メーターの検針中、飼い犬に咬まれた。
- ⑤ 検問中、酒気帯び運転手に殴られ負傷した。

【第三者加害行為事案に該当しない例】

- ① 野球の試合中、デッドボールで負傷した。
スポーツは、もともとその中に危険が内在するため、故意や重過失でない限り、第三者加害行為事案には該当しません。
- ② 赤信号で停車中の車に後ろから衝突し、負傷した。
被災職員の一方的な過失により生じた災害で、相手が無過失の場合は、第三者加害行為事案には該当しません。
ただし、被災職員の過失が大きくても、相手方にも過失がある場合（例えば9：1のような場合）には、第三者加害行為事案に該当します。

【第三者＝損害賠償義務者の例】

- ① 事故の直接加害者（民法第709条）
- ② 業務中の従業員の加害行為における使用者（民法第715条）
- ③ 自動車事故の際の運行供用者（自動車損害賠償保障法第3条）
- ④ 責任無能力者の監督者（民法第714条）
- ⑤ 動物の占有者〔飼い主等〕（民法第718条）
- ⑥ 工事の注文主（民法第716条）
- ⑦ 土地の工作物の占有者・所有者（民法第717条）
- ⑧ 営造物の設置管理瑕疵による損害の際の国・地方公共団体
（国家賠償法第1条、第2条）

2 補償と損害賠償の調整

(1) 概 要

第三者加害行為事案において、基金はその災害によって生じた損害を補償する責任を負いますが、第三者もまた当該災害の発生について、民法、自動車損害賠償保障法その他法律によって、損害賠償責任を負うことになります。

その場合、損害の補填が基金の補償と第三者の損害賠償によって二重に行われることになり、条理に反して不合理であるため、基金の行う補償と第三者の損害賠償との間で調整（求償・免責）が行われることになります。

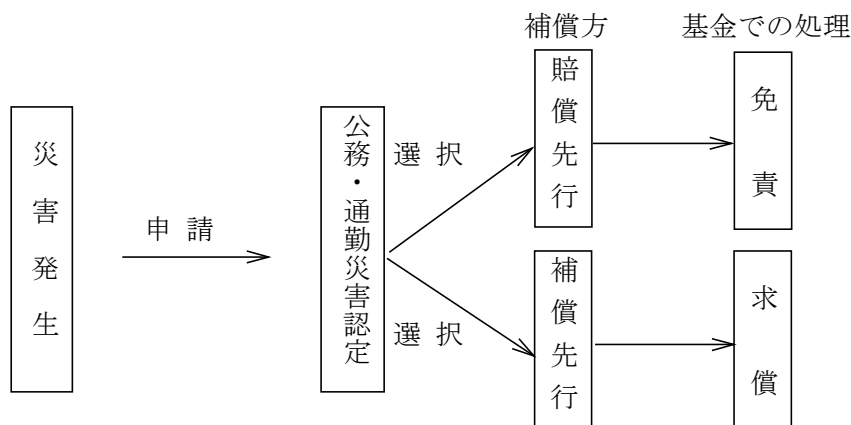
(2) 基金の補償と損害賠償との違い

基金の行う補償と第三者の損害賠償では、以下の点に違いがあります。

- ① 基金の補償が「身体的損害の補填」のみを目的としているのに対し、損害賠償は「精神的損害（慰謝料）」や「物的損害」も対象になります。
- ② 基金の補償額が法令に基づく算定方法により算出されるのに対し、損害賠償は、現実には被った損害の全てを対象として損害額が査定されます。
- ③ 損害賠償は、被災職員に過失がある場合に過失相殺され、過失の度合いに応じ、賠償額が減額されます。

第三者加害行為事案に該当する場合、被災職員は、第三者から損害を補填してもらう（賠償先行）か、基金に補償してもらう（補償先行）か、補償の方針を選択する必要があります（図1参照）。

図1 第三者加害行為事案の全体像



3 賠償先行

(1) 賠償先行の概要

第三者（自賠責保険、任意保険等を含む）が基金の補償に先行して治療費を支払う方法です。第三者加害行為による災害については、基金からの補償に先立って

第三者に損害の補填をさせること（賠償先行）を原則としています。これは、第三者加害行為による災害の損害賠償責任は、最終的には第三者が負うべきものであることや、民法あるいは自賠法等に基づき当事者間で解決することが、実際の事務処理上簡便である場合が多いためです。

また、基金の補償対象外である慰謝料や物的損害も併せて請求することが可能です。

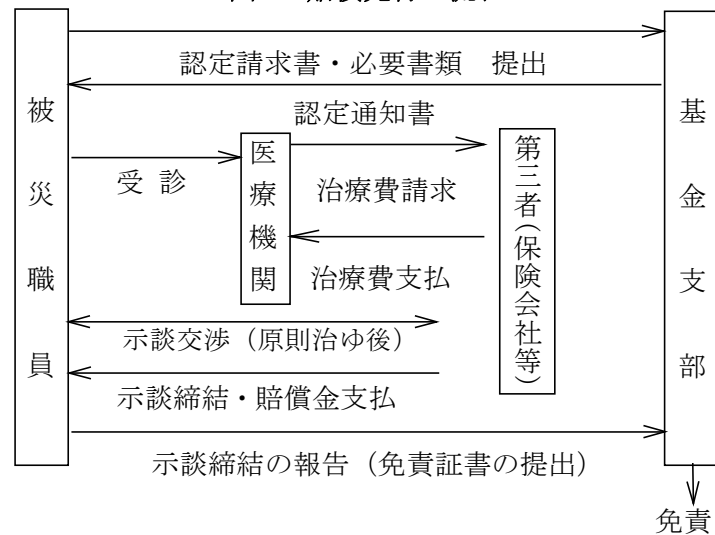
（２）免責

賠償先行の場合、基金の行う補償の受給権者が、第三者から受けた補償と同一の事由による損害賠償の価額の限度内で、基金は補償の義務を免れることとなります（これを「免責」といいます）。ただし、基金が支給する福祉事業については、損害賠償との調整は行いません。

（３）賠償先行における注意事項

- ① 第三者との示談の際、示談書には、治療費、慰謝料等、賠償金の内訳を必ず記載するよう相手に求めてください。
- ② 治療費を被災職員が負担した場合は、必ず領収書を保管してください。
- ③ 示談を締結する前に、示談の内容（提示された金額）を事前に基金に報告してください。

図２ 賠償先行の流れ



4 補償先行

（１）補償先行の概要

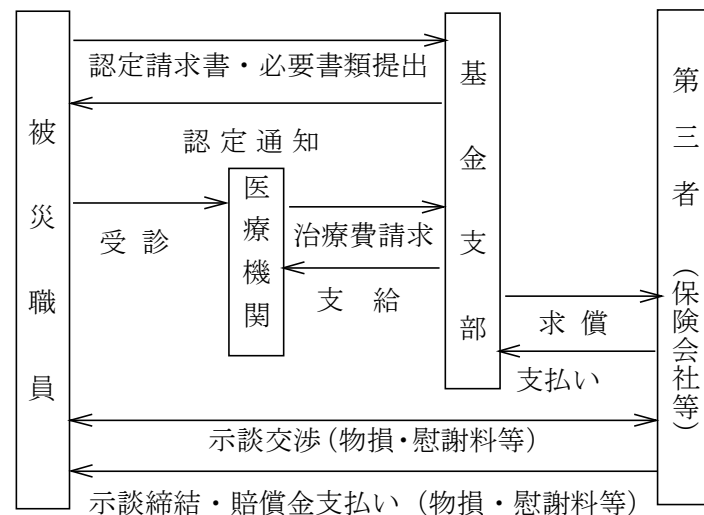
賠償先行を原則としていますが、以下のような事情の場合は、第三者からの損害賠償に先立って、基金が被災職員又はその遺族に補償を実施することがあります。

- ① 加害者に資力がない場合
- ② 加害者が不明、又は特定できない場合
- ③ 加害者に全く誠意がなく、示談が困難な場合
- ④ 被災職員の過失割合が大きい場合
- ⑤ 長期入院により、示談交渉が出来ない場合
- ⑥ その他、基金が認めた場合

(2) 求償

基金が補償を先行して行った場合は、その価額の限度内において、補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償請求権を代位取得し、それに基づき基金が第三者に支払の請求をすることになります（これを「求償」といいます）。したがって、第三者は基金が補償したことによって損害賠償責任を免れるということにはなりませんので、その旨第三者にもお知らせください。

図3 補償先行の流れ



(3) 同僚加害

同僚職員の職務行為が加害行為となってしまった場合（針刺し事故、同乗加害等）、原則として基金が補償先行するとともに、同僚職員に対する求償は行いません。ただし、交通事故の場合、自賠責保険による賠償先行が原則です。

(4) 補償先行における注意事項

- ① 基金から補償費が支給されるからといって、「公務災害なので治療費は要らない」、「自賠責保険の範囲内で」等、権利放棄は絶対にしないでください。
- ② 基金が補償先行した場合でも、慰謝料などの精神的損害や物的損害の請求は、被災職員が直接第三者に対して行うこととなります。また、治療費等については、基金から請求する旨、第三者にお伝えください。

5 第三者加害行為事案で必要な書類

第三者加害行為事案では、通常の事案で扱う書類のほか、以下の書類を扱うことになります。

(1) 認定請求時に添付するもの

① 第三者加害報告書（様式 105～107 ページ、記載例 73～75 ページ）

「第三者加害報告書」は相手方の情報、交渉状況及び補償の方針を記載してもらうものです。第三者加害行為事案に該当する場合は、必ず提出してください。

交通事故の場合、車両保有者・保険加入状況については漏れのないようにしてください。また、被災職員自身が加入する人身傷害補償保険についても記載をお願いします。

② 交通事故証明書

交通事故の場合、自動車安全運転センターが発行する交通事故証明書（原本）を添付してください。（照合記録簿種別が**人身事故**となっていることを確認してください。）

③ 事故発生状況報告書（様式 109 ページ、記載例 76 ページ）

交通事故の場合に提出してください（保険会社への求償や、過失割合の判断資料として使用します）。

事故当日の路面状況や速度、標識の有無等、分かる範囲で記載をお願いします。

④ 事実確認書（様式 108 ページ）

補償先行の場合、補償額が確定した後、相手方へ求償することになりますが、相手方の事故の事実等を確認できる場合に、災害発生後に交渉を円滑に進めるため、相手方に記名押印して提出してもらいます。

なお、交通事故で相手方が任意保険に加入しており、求償が問題なく行われると考えられる場合や、同僚加害の場合は提出不要です。

⑤ 誓約書（様式 146 ページ）

被災職員が基金に断りなく、補償を受ける前後に不安定な示談締結を防ぐため、あらかじめ被災職員に記載してもらい提出してください。

(2) 認定後に提出するもの

① 第三者加害行為現状（結果）報告書（様式 144～145 ページ）

被災職員の傷病が治癒したときや、第三者と示談を締結したとき等、状況に変化が生じた際に提出してください。

② 免責証書（写）など

第三者と示談を締結した後、示談の内容が分かる書類の写しを提出してください。

なお、示談締結前に基金にその旨を報告（金額の詳細が分かるものを提出）するようお願いします。

6 示談

示談とは、一般的には当事者間の話し合いにより、損害賠償・慰謝料等の金額や支払い方法をお互いに譲り合って解決することをいい、法律上の和解（民法第695条）に当たります。示談を締結すると、通常はそれ以降の請求が出来ません。

（1）請求できる損害賠償

- ① 治療費（診断書料や入院費等を含む）
- ② 後遺障害又は死亡による逸失利益
- ③ 慰謝料
- ④ 休業損害
- ⑤ 葬儀費
- ⑥ 物的損害

（2）示談交渉の相手

37 ページで説明した第三者が示談交渉の相手になります。

交通事故の場合、通常、任意保険会社が代理人になります（任意一括制度）。

万一、代理権のない者と示談を締結した場合等は、示談の効力はありません。

（3）示談の時期

一般的には、治癒した時点で示談交渉を行います。

交通事故の場合、加害者は、刑事処分の情状酌量資料として示談書を提出したいため、示談の締結を急ぐこともあります。治癒前は、不利な示談を締結しがちですので、注意を要します。

（4）示談交渉のコツ

- ① 相手の主張も十分に聞いて、譲り合うことも必要。
- ② 法外な請求をしない。
- ③ 損害賠償請求額の根拠をはっきりさせ、予め請求額を算出しておく。
（治療費等の領収書、慰謝料の判例、過失割合等）
- ④ 相手の示談内容に納得できないときは、弁護士に相談する。
- ⑤ 示談書を作成し、賠償金の内訳、支払い方法及び時期、後遺症・再発の場合の取扱い等を明文化しておく。

7 交通事故に遭った時の対応

第三者加害行為事案で最も多いのが「交通事故」です。突然のことであわててしまうのも当然ですが、初めが肝心です。ここでは、どのように対処すればスムーズな処理ができるかを参考までに説明します。

(1) 当事者（被災職員）の対応

① すぐに「警察、所属」へ連絡する。

軽傷と思われる事故であっても必ず警察に連絡し、警察官の立ち会いのもと、事故現場の状況を確認しましょう。

(注) 当事者間のみで処理した場合、交通事故証明書が発行されず保険等の申請ができません（公務災害認定請求書にも添付してもらうため、認定ができません）。

必ず、人身事故として届出をしてください。

② 自分でも「記録」をとる。

被害の状況によりますが、可能な限り、自分でも事故現場の見取図や事故経過等をメモにして残しましょう（写真が撮れれば理想的です）。

特に、過失割合の決定に関わる部分（自分の速度、相手の予想速度、信号の状況、交差点への減速進入の有無等）については、その場で相手にも確認しておく、後の示談交渉がスムーズに進むと思われます。

また、目撃者がいる場合は、その人の証言をメモし、後日、必要ならば証人になってくれるように頼んでおくことも大切です。

③ 「相手」を十分に確認する。

ア 加害者の住所、氏名、年令（←運転免許証）

イ 車の登録番号（←相手の車検証）

ウ 勤め先（←口頭）

加害者が勤務中の場合、雇用主（使用者）も賠償責任を負う。

エ 自賠責保険・任意保険の内容（←保険証書）

契約会社名、保険証書番号、契約内容等。

④ 必ず「医師の診断」を受ける。

たいしたことはないと思っていっても、後で意外に重傷だったという事例もあります（特に頭部、腹部）。

また、医師の診断書がないと、保険の請求ができません。

⑤ 「出費」の記録を保存する。

事故に関して支払った領収書等は必ず保存しておくことが重要です（治療費の他、病院の駐車場代、診断書代、交通費等）。

⑥ 「示談交渉」の準備をする。

詳しい内容は前述しましたが、保険会社からの連絡を受けてから慌てるよりも、予め、示談に備えて市販の示談交渉マニュアル本等に目を通しておくことをお勧めします。

(2) 所属長の対応

① 「事故現場」を確認する。

被災職員（又は警察）からの事故の報告があったら、すぐに現場へ行き（又は担当者を派遣し）、事故状況を確認してください。

被災職員が既に病院へ搬送された場合は、被災職員に代わって加害者の確認等を行ってください。

② 「保険会社」へ連絡する。

被災職員の車や加害者の車が任意保険に加入している場合は、被災職員や加害者に、事故発生日からできるだけ速やかに保険会社へ連絡をするよう、指導してください。

③ 公務（通勤）災害の「認定請求」を指導する。

人事上、必要な報告はもちろん、公務（通勤）災害の認定請求手続きを行うよう、指導してください。

被災職員が重傷ですぐには認定請求手続きができない場合、被災職員から事故状況を確認した上で、代筆しても結構です。

④ 「交通事故証明書」を入手する。

交通安全運転センターの発行する交通事故証明書を入手するよう、被災職員に指導してください。

その際、事故種別が「人身事故」となっていることを確認してください。

⑤ 示談

相手方との示談については、円満に解決ができるよう、被災職員に指導、助言をしてください。

また、公務中の事故の場合、地方公共団体は職員とともに、直接の当事者となります（特に、被災職員の過失が大きい場合、使用者責任が問われることもあります）。

(3) 任命権者の対応

① 「公務中」又は「通勤途中・退勤途中」であることを確認する。

出張命令等に基づく公務中の事故であるか、又は通勤や退勤の「中断・逸脱」がないか等を確認してください。

② 被災職員及び所属長への「指導」

被災職員及び所属長に対し、公務（通勤）災害認定請求やその後の手続きがスムーズに進むよう、適宜、指導、助言をしてください。

③ 「自賠責保険」への被害者請求

公務（通勤）災害の申請手続きとは関係なく、被災職員は自賠責保険に対し、保険金の支払いを請求できますので、必要に応じ（特に賠償先行の場合）、その手続きを進めるよう、指導してください。

交通事故備忘録

事故発生日	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃	
事故現場		
相手方	住 所	
	氏 名	(才) TEL
	勤務先	TEL
車 両	車 種	
	ナンバー	
	登録番号	
自賠責保険	会社名	TEL
	証書番号	保険期間 年 月
任意保険	会社名	TEL
	証書番号	保険期間 年 月
	内 容	(対人) (対物)
警 察	派出所名	
	担当者	
目 撃 者	住 所	
	氏 名	(才) TEL
	勤務先	TEL

A full-page sheet of graph paper featuring a uniform grid of small squares formed by dashed black lines on a white background. The grid covers the entire area of the page, leaving no margins.

k m / h

○その他

46

(参 考)

自動車保険制度の概要

1 自賠責保険の概要

- ① 自動車を運行する場合、必ず加入。
- ② 加害者は、事実上過失がなくても賠償責任を負う（無過失責任）。
- ③ 被害者の人身賠償（慰謝料を含む）のみに支払われる。
- ④ 7割未満の過失であれば、全額支払われる（100%過失がある場合は、支払われません）。
- ⑤ 重過失減額（7割以上10割未満の過失の場合に減額される）。

ア 傷害

- ・ 7割以上10割未満の過失がある場合・・・2割の減額
（ただし、傷害による損害額が20万円未満の場合はその額とし、減額により20万円未満となる場合は、20万円となる。）

イ 死亡・後遺障害

- ・ 7割以上8割未満の過失がある場合・・・・・・2割の減額
- ・ 8割以上9割未満の過失がある場合・・・・・・3割の減額
- ・ 9割以上10割未満の過失等がある場合・・・・・・5割の減額

- ⑥ 損害額の算定は定型的（慰謝料 1日当たり4,300円等）
- ⑦ 時効は3年（加害者請求の場合、被害者に賠償金を支払った時点から起算）
- ⑧ 支払い限度額（被害者1名に付きの金額。複数いる場合それぞれに支払われる。）

ア 傷害による損害・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 120万円

イ 後遺障害による損害・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3,000万円～75万円
（障害等級に応じて）

ウ 常時介護を必要とする重度後遺障害（第1級）・・ 4,000万円

エ 随時介護を必要とする重度後遺障害（第2級）・・ 3,000万円

オ 死亡による損害・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3,000万円

（死亡に至るまでの傷害による損害・・・・・・・・・・120万円を加算）

2 自賠責保険の請求

- ① 加害者請求（法第15条）

被保険者は、被害者に対する損害賠償額について自己が支払いをした限度において、保険会社に保険金の支払いを請求することができる。

- ② 被害者請求（法第16条）

被保険者の損害賠償責任が発生したときは、被害者は保険金の限度において、損害賠償請求額の支払いを請求することができる。

- ③ 仮渡金請求（法第17条）

損害賠償額が確定していない段階において、被害者の当座の費用に充てるために、保険会社に仮渡金の請求をすることができる（例 14日以上入院 20万円等）。

3 任意保険の概要

- ① 自賠責保険の限度額以上の損害をカバー。
(任意保険会社に損害賠償請求をすれば、自賠責分も一括して支払われる。)
- ② 加入は任意であり、補償内容も様々。
- ③ 過失相殺が厳密に適用される。
- ④ 対人示談交渉を委任できる。

4 人身傷害補償保険

- ① 任意の自動車保険の1つである。
- ② 自分自身の損害に対して、自分が加入した保険会社から保険金の支払いを受けられる。
- ③ 加害者の賠償責任の有無にかかわらず、迅速に支払いが受けられる。
- ④ 加害者や賠償責任保険、基金から支払いを受けた場合、それらは保険金から控除される。